

## 半田市自治振興費交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、自治活動を推進し、地域住民の福祉の増進を図ることを目的として、自治団体等に交付する交付金について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 この交付金の対象となる団体は、自治活動を行う区及び半田市区長連絡協議会(以下「区」という。)とする。

(交付金の額)

第 3 条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(交付金の申請)

第 4 条 この要綱による交付金の交付を受けようとする区は、交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(交付金の決定等)

第 5 条 市長は前条の規定により申請があった場合申請事項を調査し適正と認めるときは、交付決定通知書(様式第2)により、区に通知し、交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第 6 条 交付金の交付を受けた区は、当該交付金にかかる年度の翌年度4月30日までに、自治振興費による事業の実績報告を市長にしなければならない。

2 実績報告は区の決算書の提出をもって代えることができる。

(委 任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第 1

半田市自治振興費交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

区 名 区

区 長 名

年度半田市自治振興費の交付を受けたいので関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 予算書

様式第 2

## 半田市自治振興費交付決定通知書

年 月 日

殿

半田市長

年度自治振興費を下記のとおり決定します。

記

交付決定額 円